

議案第125号

上越市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
上越市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年9月3日提出

上越市長 村山秀幸

上越市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
上越市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和46年上越市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条中「4, 320人」を「4, 040人」に改める。

第4条第1号を削り、同条第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第5条第2項第1号中「前条第1号、第2号及び第4号」を「前条第1号及び第3号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。